

議案第56号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号中「除く。）」の次に「又は同法第5条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請」を加え、同項第3号中「場合を除く。）」の次に「又は同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査」を、「係る長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項第6号中「第5条第5項」の次に「又は第7項」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が一部改正され、建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅認定制度が創設されることに伴い、その審査手数料を定めるため提案するものであります。